

平成 19 年度 第四次行政改革の主な取り組み

平成 19 年 3 月
根 室 市

基本方針 1

簡素で効率的な行政システムの構築

① 組織機構の見直し

◆ 組織機構の簡素・効率化

職員定数及び組織機構の見直しを基本に、簡素で効率的な組織機構を目指し、各部・課・係の統廃合やスクラップ・アンド・ビルドを原則に、スリムな組織機構の見直しを進めます。

◆ 横断的かつ柔軟な組織機構

地方分権の推進など、社会情勢の著しい変化により発生する新たな行政課題に即応するため、横断的かつ柔軟な組織機構を目指し見直しを進めます。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 総務部と企画振興部の統合
- ▶ 医師確保対策室と病院建設準備室の病院事務局への移管
- ▶ 財政係と管財係の統合
- ▶ 港湾管理係と港湾工務係の統合
- ▶ 市立根室病院事務局総務課と医事課の統合
- ▶ 市民環境課の市民福祉部(旧保健福祉部)への移管
- ▶ 社会係の廃止とこれに伴う社会援護係(旧保護係)と子育て支援係(旧保育児童係)の事務分掌の再編
- ▶ 教育委員会社会教育係と青少年教育係の統合

② 職員定数の適正化

◆ 職員定数の見直し

職員定数の適正化にあたっては、組織機構の見直しによる部・課等の統廃合をはじめ、官民の役割分担による外部委託の推進や NPO との協働、さらには各種の事務事業の見直しにより、医療職を除き、原則、定年退職者の不補充を基本に職員定数の適正化を図ります。

◆ 定員管理状況の公表

毎年度、職員数の実態等について、市民の理解が得られるよう「定員管理状況」を公表します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 事務職 9 名減員、技術職 4 名減員、保育士 2 名減員、消防士 1 名減員、技術員 3 名減員、助手 1 名減員、交換手 1 名減員、事務員 1 名減員、調理員 1 名減員、公務補 1 名減員(医療職を除き合計 24 名減員)
- ▶ 定員管理状況の公表(広報ねむろ、市ホームページ掲載)

③ 事務事業の見直し

◆ 事務事業の見直し

継続的な事務事業について、目標・手段・方法・達成度・コスト分析等の把握とともに、行政評価システムに基づく点検・評価のもとに徹底した事務事業の廃止・縮小や再構築などの見直しを進めます。

◆ 公共事業等の重点配分

公共事業については、市単独事業・補助事業を問わず、事業効果を十分に精査した上で実施を判断するとともに、特に整備目標が改革計画期間内のものについては、重点的な配分により整備等を進めます。

◆ 文書管理とペーパレスの推進

情報公開の基礎データとなる事務事業の文書管理は、電子決済を主体とした文書管理システムの電算化の検討を進めるとともに、事務改善によるペーパレスを推進します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 行政評価システムの検証と内部評価による事務事業評価の実施
- ▶ 施策評価システムの導入準備
- ▶ 各種情報提供、調査表等の庁内電子メールの活用
- ▶ 庁内周知文書の庁内電子メールの活用
- ▶ その他事務事業の拡大・見直し

④ アウトソーシングの推進

◆ 外部委託の推進

組織のスリム化と効率的な行政運営を基本として、行政責任や市民サービスの確保、委託効果、民間能力の活用等を総合的に検討するとともに、PFI手法の導入も視野に入れて、可能な限り民間に委ねる外部委託を積極的に推進します。また、外部委託に当たっては、市内での「雇用拡大」の推進に向けた条件整備を進めます。

◆ 指定管理者制度の導入

住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的に、「公の施設」の効果的な施設管理を代行させる「指定管理者制度」を導入します。

◆ NPO 団体等との協働

市民との協働の視点から、可能と判断される業務に関しては、自発的な社会貢献活動を行うボランティア団体やNPO団体等との協働を積極的に推進します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 児童デイサービスセンターの指定管理者制度導入
- ▶ 市役所電話交換業務の一部民間委託
- ▶ 図書館バス運行業務の民間委託
- ▶ 勤労青少年ホーム貸館業務の民間委託
- ▶ 指定管理者制度導入施設の検討・実施

⑤ 電子市役所の構築

◆ 各種システムの構築

IT(情報通信技術)の積極的な活用による行政運営の効率化・高度化を図ることを基本に、電子申請・申告等の各種システムの構築を進めます。

◆ 電子入札及び調達システムの導入

公示・公告・入札・開札・契約・施工管理といった公共工事調達の一連のプロセスを電子化し、インターネットを利用して事業者等の負担軽減を図ることができる電子入札及び調達システムの導入を目指します。

◆ 根室市地域情報化計画の推進

職員に対する一人一台パソコンの適性配置や光ファイバー(超高速回線)などの情報通信技術に関する基盤整備を進め、医療・福祉・教育・産業などの様々な分野で各種情報システムの構築による行政サービスの向上を目指し、根室市地域情報化計画の推進を図ります。

◆ 推進体制等の整備

電子市役所の構築に当たっては、国・道の情報化施策と連携し、庁内組織の「根室市情報化推進委員会」を中心に推進します。さらには情報化の先導役になる職員の意識改革と資質向上を目的とした職員研修等に取り組みます。また、安定した運用と自治体業務の簡素化や効率化の観点から、専門的な知識を有する民間事業者へのアウトソーシングを検討します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 「地域情報化計画」の推進
- ▶ 電子公印の導入
- ▶ 電子申請システムや各種情報システム等の導入調査
- ▶ 電子入札・調達システムの構築調査
- ▶ 行政手続の電子化に伴う関係条例・規則等の見直し調査

⑥ 危機管理体制の整備

◆ 防災体制等の充実・強化

災害時における非常配備体制の強化をはじめ、災害救助物資の備蓄や防災資機材の配備を推進するとともに、根室市総合防災訓練の拡充など、防災体制等の充実・強化を図ります。

◆ 地震対策特別措置法に関する推進計画の策定

近い将来に発生が予想される海溝型地震の防災対策を推進する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年 7 月 15 日成立)」に基づき、「仮称:根室市地震防災対策推進計画」の策定を進めます。

◆ 国民保護根室市計画及び住民避難マニュアルの策定

有事の際に、国民の生命・身体及び財産の保護を図る「国民保護法(平成 16 年 6 月 14 日成立)」に基づき、「仮称:国民保護根室市計画」の策定を進めます。また、地域住民の安全性を確保するための「住民避難マニュアル」の策定も併せて行います。

◆ 防災情報システムの構築

災害時の被害情報・避難所情報・救援支援情報等を一元的に把握し、速やかに市民等に情報を提供する防災情報システムの構築を進めます。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 「(仮称)根室市地震防災対策推進計画」の策定
- ▶ 防災訓練の実施
- ▶ 自主防災組織の結成拡大と連携強化
- ▶ AED(自動体外式除細動器)の普及啓発
- ▶ 青色回転灯装着車による防犯パトロールの実施

基本方針 2 市民協働のまちづくり

① 行政情報の提供と共有化

◆ 総合的な行政情報の提供・拡大と共有化

広報ねむろやホームページ、電子メール等の広報媒体を積極的に活用するとともに、市政モニター制度や市政懇談会、さらには多くのマスコミ等を活用するなど、市民協働の視点から総合的で分かり易い行政情報の提供・拡大を図り、情報の共有化を推進します。

◆ 根室市ホームページの充実

分り易く役立つ行政情報の共有化を目指して、情報の即時性を高め、質的・量的な情報提供とともに、1 課 1 ホームページを推進し、根室市ホームページの充実を図ります。

◆ 会議録検索システム等のインターネット公開

市議会会議録や市の条例・規則等について、根室市ホームページから市民が自由に検索閲覧できるよう、インターネットでの公開を基本としたシステムの構築を図ります。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 「市政モニター会議」、「市長へのはがき」の内容と市の考えの公表

② 市民参加の仕組みづくり

◆ パブリックコメント制度の導入

市民の市政参画や市の説明責任を履行する観点から、市民生活に直接かつ重要な影響を与える条例や重要な各種計画の策定に関し、市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度」の本格的な導入に取り組めます。

◆ ボランティア組織の育成・支援

市民が参加する病院づくりのため、病院内における診療申込書の記入説明や代筆、車椅子患者の介護や診療科案内などの外来患者の支援をはじめ、院内散歩や話し相手など、院内患者の支援等を目的とする「病院ボランティア組織」の設立をはじめ、ボランティア組織の育成と支援を図ります。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 「地域経営ネットワーク会議」からの提言等の具現化
- ▶ 「パブリックコメント制度」の導入検討

③ NPO 団体等の育成と支援

◆ NPO 団体等の育成・支援

「根室市まちづくり協働プラン」に基づく、市民協働を基本とした新たな公共サービスの担い手となる NPO 団体や法人の育成を目指し、専門相談窓口の周知や各種情報の提供、関連講座の開設など、ボランティア団体や NPO 団体等の育成・支援に取り組み、協働事業の推進を図ります。

◆ 職員の意識啓発と庁内組織の連携

市民活動に対する理解や認識を深める等、職員自ら意識改革を行うとともに、市民との協働に必要な施策立案能力の向上や専門知識の習得など、職員の意識啓発を行います。さらに、各部・課での市民協働に対する相談窓口を設け、横断的連携のもとで、取り組みを進めます。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ まちづくり協働推進事業の継続
- ▶ 人づくりまちづくり補助事業の継続

① 職員の能力開発と人材育成**◆ 人材育成の充実・強化**

人材育成に関する基本的な考え方や職員研修の場で重点的に取り組むべき事項について、「根室市人材育成基本方針」に取りまとめ、人材育成を図ります。

◆ 能力開発研修の充実・強化

職員が自発的に行う自己啓発を奨励・支援するとともに、職員として職務遂行に必要な実務能力をはじめ、政策形成能力や対人コミュニケーション能力などの開発に向け、職場研修(OJT 研修)や職場外研修(OFF-JT 研修)を通じて効果的な職員研修の充実に努めます。

◆ 女性職員の登用拡大

女性職員の政策形成過程への一層の参画促進の観点から、今後とも新たな職域への人員配置や研修等を通じ、管理職への積極的な登用を図ります。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 「根室市人材育成基本方針」、「根室市職員研修基本計画」に基づく職員研修の実施
- ▶ 自主選択・応募型職員研修の導入
- ▶ 公務員倫理、綱紀肅正等の周知・指導の徹底

② 職員の能力開発と人材育成**◆ 人事管理制度の見直し**

国等の状況も踏まえながら、能力と成果に基づいた人事管理システムの構築など、人事管理制度の見直しを図ります。

◆ 給与制度の適正化

給与水準の適正化を図るとともに、不適切な給与制度や運用については、早急な是正に取り組みます。また、公務員制度改革において、能力や実績を的確に反映した給与決定システムの構築が提起されている状況から、国家公務員の動向に留意しながら給与制度の適正化を図ります。

◆ 職員給与の公表

職員給与制度の実態について、市民が理解しやすい方法で創意工夫しながら、給料及び手当の実態を広く公表します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 職員の任用、給与、勤務時間、分限・懲戒、服務等の人事行政運営状況の広報紙、ホームページでの公表
- ▶ 国の給与構造改革に基づく新給与制度の導入と運用開始

① 歳入確保と受益者負担の適正化**◆ 税収入等の確保**

市税をはじめとする諸収入金について、十分な実態調査を行い、適正かつ公平な課税等により調定の増大に努めるなど、引き続き歳入確保を図ります。また、自主納税意識の向上と口座振替制度の普及を図るとともに、市税収納事務運営方針に基づき、現年度課税の早期納入と滞納繰越の圧縮に取り組めます。

◆ 受益者負担の適正化

使用料・手数料等の受益者負担は、負担公平の原則から単価設定等の妥当性について精査を行い、必要な改正を適切な時期に行います。また、長期間未改定のものや一定期間のサイクルで改定を行っているものについても、国等の基準とのバランスを考慮し、大幅な改定率が見込まれる場合には、市民生活への影響等を十分に考慮しながら、必要な改定を行います。

◆ 公有財産の売却と活用

既存貸付地の積極的な売却を進めるとともに、遊休状態にある公有地について、暫定的に有効な活用方法を検討します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 自主納税意識の向上のための啓発
- ▶ 市税や使用料等の収納確保と滞納繰越分の整理推進
- ▶ 市ホームページへの広告掲載(有料)
- ▶ 市封筒への広告掲載(有料)

② 経常経費の抑制**◆ 経常経費の抑制**

経常経費の全般について、徹底的な見直しと節減・合理化を行い、予算執行での発想の転換や創意工夫など、コスト意識のもとに経費の抑制を図り、予算編成における「完全割当方式」の継続と併せ、経常経費の抑制を図ります。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 完全割当方式の継続
- ▶ 委託経費の見直し(一括・複数年契約、委託料総額の抑制)
- ▶ 公用車設置台数の削減
- ▶ 自家用車の公務使用制度の導入
- ▶ 嘱託職員の配置等の見直し
- ▶ 臨時職員の雇用期間・配置等の見直し
- ▶ 市立こよう保育所の休止
- ▶ 学校給食共同調理場の統廃合
- ▶ 街路公衆便所の廃止

③ 補助金の見直し

◆ 補助金の点検と再評価

行政と民間等との役割分担や行政の責任分野などを十分に考慮し、補助金の果たす役割・効果等について、点検と再評価を徹底的に行い、特に補助効果が乏しいものや不確定なものを廃止するほか、補助金統合も併せて見直します。

◆ 補助基準等の見直し

補助金の決定にあたっては、補助目的や補助単価・補助率など、補助基準の明確化を図るための見直しを進めます。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 各種負担金・補助金の見直し

④ 行政評価制度の導入

◆ 行政評価制度の導入

政策の決定から予算編成に至る段階で、あらゆる事務事業の必要性や緊急度、費用対効果等を見極める適正な点検と評価が重要であり、市民への説明責任を果たすとともに、より効果的な行政運営に向けた新たな行政評価制度を導入します。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 行政評価システムの検証と内部評価による事務事業評価の実施
- ▶ 施策評価システムの導入準備

⑤ 財政情報の提供

◆ 財政情報の提供

財政の実態や財政収支見通しなどの財政情報について、広報ねむろやホームページ等を通じて広く情報提供するとともに、財政健全化に向けた各種取り組みについても、市民に分りやすい情報の提供を行います。

【平成 19 年度の主な取り組み】

- ▶ 広報紙、ホームページでの財政状況等の情報の公表